

## (6) 災害時協力井戸登録事業について

### 概要

地震等による災害発生時に、生活用水（飲料水及び調理に使用する水を除く）を地域の住民等へ提供いただける井戸「災害時協力井戸」を所有者、管理者からの申請により登録する制度です。登録された井戸は、ホームページ等で公表します。

#### <登録要件>

災害時協力井戸として登録することができる井戸は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 井戸水を汲み上げるための電動式又は手動式のポンプ、つるべ等があること。
- (3) 井戸枠等があり安全に使用できること。
- (4) 災害時において、市民等へ生活用水の円滑な提供が行えるよう井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により継続的かつ適正に管理されていること。
- (5) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (6) 井戸の周囲に水を汚染するものがないこと。
- (7) 市民等に広く周知できるよう井戸の所在地及び管理者の氏名を公表できること。

### 施行日

令和6年2月1日

